

パブリック・コメント手続(意見募集)

老人デイサービスセンター条例の廃止について

意見募集期間

令和7年(2025年)

1月10日(金)～1月31日(金)

お問い合わせ先：民生局福祉こども部福祉施設課

電話 046-822-8269(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

横須賀市FM戦略プランに基づく公共施設の再編にあたり、令和6年7月から休止している横須賀市立鷹取デイサービスセンターを廃止し、老人デイサービスセンター条例を廃止しようとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例廃止について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆老人デイサービスセンター条例の廃止について	3
◆意見の提出方法	4

○ 老人デイサービスセンター条例の廃止について

1 廃止する条例

老人デイサービスセンター条例

2 意見募集の趣旨

横須賀市FM戦略プランにおいて、「老人デイサービスセンターについては、民間への機能移転を進める」方針を示しています。

市内には122か所(令和6年1月1日現在)の民間老人デイサービスセンターがあり、比較的充足していることから、これまで市立デイサービスセンターの機能移転を進めてきました。

横須賀市立鷹取老人デイサービスセンターは令和6年6月末で休止し、休止以降、利用者の動向や周辺地区の状況を注視してきましたが、周辺地区の民間老人デイサービスセンターが充足していることから、同センターを廃止するため、老人デイサービスセンター条例を廃止しようとするものです。

横須賀市FM戦略プランにつきましては、5～8ページの「横須賀市FM戦略プラン」抜粋をご参照ください。

3 施行日

令和7年4月1日(予定)

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年) 1月10日(金) から
令和7年(2025年) 1月31日(金) まで
- 2 宛 先 民生局福祉こども部福祉施設課総務担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・民生局福祉こども部福祉施設課(横須賀市役所分館2階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 民生局福祉こども部福祉施設課
 - ウ ファクシミリ
046-822-2411
 - エ 電子メール
wf-gwc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。

第3章 公共施設の将来像

第1章では、まちづくりの考え方から公共施設のあり方について「公共施設検討の視点」を示し、第2章では、各施設の現状を利用者エリア別に機能面から分析しました。

本章では、公共施設は今後どのような役割を果たすべきか、そのあり方を明確にするために、以下の基本的な考え方に沿って、前章で整理した各施設の機能を9つのカテゴリー（場）に分類し、その将来像を示します。

1 施設の将来像に対する基本的な考え方

(1) 施設が持つ機能に着目

本市の公共施設は、設置目的を定めて整備した施設が多くありますが、その設置目的と実際の利用内容が必ずしも合致していない現状があります。

施設のあり方、将来像を考えていく上では、公共施設を「ハコ」として捉えるだけではなく、その施設がどのような「機能」を持っているか、という視点から考えていくことも必要です。

そこで、本計画では「機能」に着目し、第2章で示した分析に基づき、将来像を考えることとします。

(2) まちづくりとの関連

第2章で示したように、本市では今後も人口減少の傾向が見込まれている中、公共施設の更新等に充当できる財源は限られており、全ての施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。今後、多くの施設が更新時期を迎える中、将来に向けたまちづくりの考え方を強く意識して施設のあり方を見直していくことが必要となります。

そこで、第1章で示した「まちづくりの考え方を踏まえた公共施設検討の視点」に基づき、将来像を考えることとします。

2 施設の機能をカテゴリー毎に分類

公共施設には、例えば、子育て、教育、福祉など、市民生活上重要と考えられる機能や行政の役割として欠かすことのできない機能があります。また、多様な文化やスポーツにふれる場としての機能や、地域コミュニティの活性化につながる機能など、人々の暮らしに潤いを与える機能もあります。

このように、公共施設には非常に多くの機能があるため、施設の将来像を示す本章では、日常生活における場面ごとに、類似の機能を「場」として9つのカテゴリーに分類し、将来像を整理します。

施設カテゴリーと公共施設の機能との関係

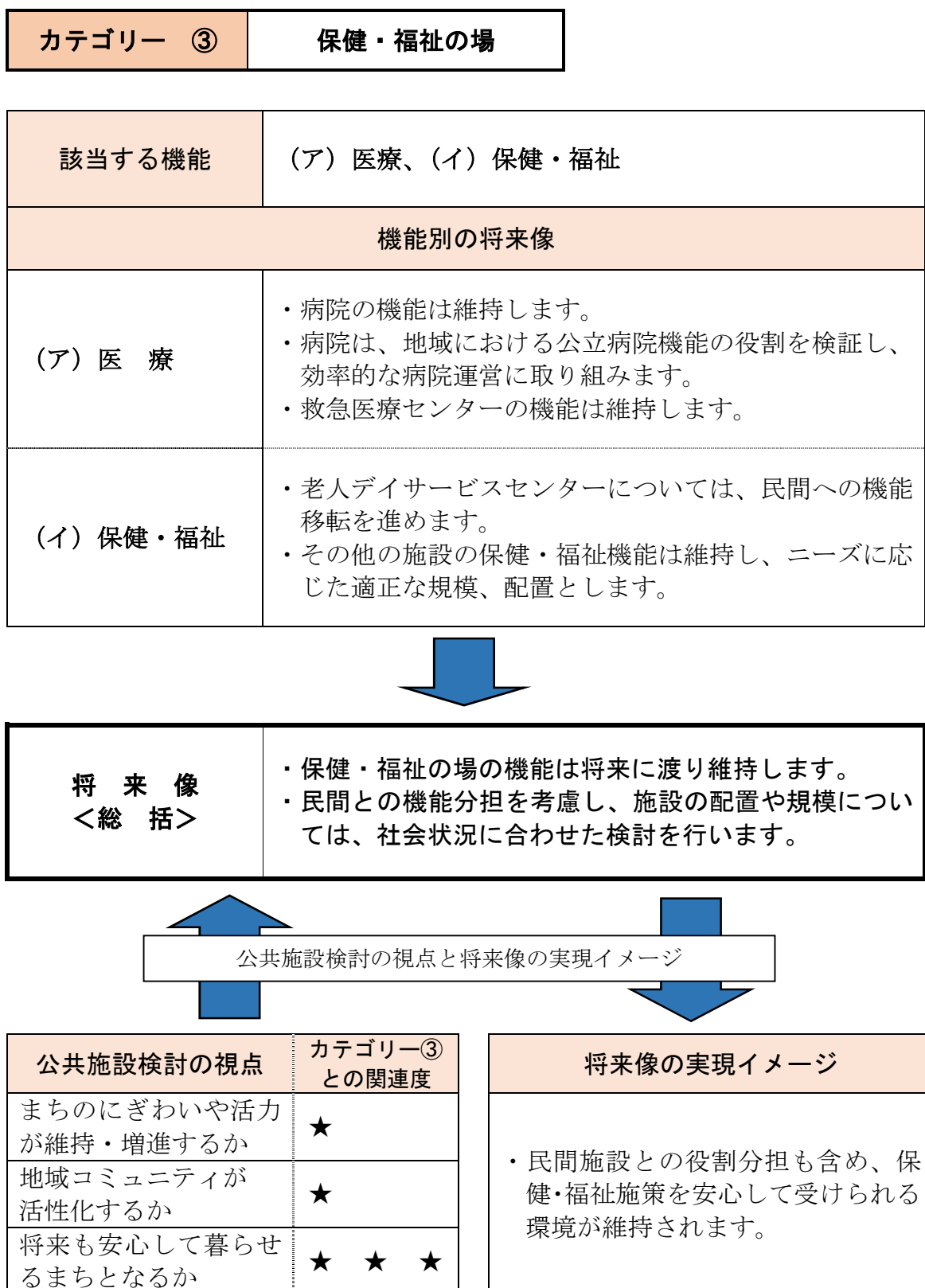
公共施設の機能について、日常生活における場面との関連から以下の施設カテゴリーに分類し、次頁以降でカテゴリーごとに将来像を示します。

施設カテゴリー名称	公共施設の機能
① 子育ての場	・子育て支援 (子育て相談、教育・保育、子どもの保健) ・居場所 (子どもの居場所)
② 教育の場	・学校教育等 (小・中学校等) ・学校教育等 (看護専門学校)
③ 保健・福祉の場	・医療 ・保健・福祉
④ 社会の場	・貸室 (集会・イベント、会議・サークル、軽運動等) ・居場所 ・市民活動支援
⑤ 暮らしの場	・住宅 ・駐輪場 ・火葬場 ・墓地
⑥ 文化・学びの場	・ホール ・貸室 (文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等) ・生涯学習 ・美術館 ・博物館等 ・図書館
⑦ スポーツの場	・スポーツ (屋内外運動施設、屋内外プール等)
⑧ 憩いの場	・レクリエーション (遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設等)
⑨ 行政機能	・行政 (行政窓口、消防、教育研究・研修等、相談窓口)

3 カテゴリー別に見た将来像

ここでは、9つに分類したカテゴリー別に、該当する機能およびその将来像を示します。

また、その将来像と第1章で掲げた「公共施設検討の視点」との関連度や将来像の実現イメージを示します。



参考 カテゴリー③に関連する機能を持つ既存施設

利用者 エリア	名 称	保 有 機 能
全市 エリア	病院 (2施設)	◇医 療
	救急医療センター	◇医 療
	福祉援護センター	◇保健・福祉
	点字図書館	◇保健・福祉
	保健所	◇保健・福祉
	健康安全科学センター	◇保健・福祉
	動物愛護センター	◇保健・福祉
中 エリア	老人デイサービスセンター (5施設)	◇保健・福祉

○老人デイサービスセンター条例（抜粋）

平成5年4月1日

条例第16号

老人デイサービスセンター条例をここに公布する。

老人デイサービスセンター条例

（設置）

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、本市に老人デイサービスセンター(以下「センター」という。)を設置する。

（位置及び名称）

第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市湘南鷹取4丁目7番1号

名称 横須賀市立鷹取老人デイサービスセンター

（令6条例19・全改）

（指定管理者による管理）

第4条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

（休館日）

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。

（平17条例26・追加、平17条例81・令4条例16・一部改正）